

グループホームそのせ 重 要 事 項 説 明 書

1.事業主体概要

事業主体名	生活協同組合 コープ自然派しこく
法人の種類	生活協同組合
代表者名	前田 陽一
所在地	徳島県板野郡板野町川端字川敷田 11 番 1
法人の理念	私たちは、いのち・自然・暮らしを大切にし未来へ結ぶ いのち輝く社会を創ります。
他の介護保険関連 の事業	デイサービス そのせ
他の介護保険外 関連の事業	供給事業(食品・雑貨の小売業)

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム そのせ
ホームの目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話および日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	<ul style="list-style-type: none">① 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する省令・告示の趣旨および内容に沿ったものとする。② 入居者の人格を尊重し、入居者の立場に立ったサービスの提供に努める。③ 個別の介護計画を作成し、適切な介護技術をもって、入居者が必要とするサービスを提供するよう努める。④ サービスを管理し、評価を行って、質の向上に努める。⑤ 入居者の家族・友人・地域に開かれたホームになるよう努める。

ホームの管理者	美馬 ひろみ
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日
介護保険事業者 指定番号	3690100247
所在地・電話番号	徳島県徳島市八万町下長谷 259-1 (TEL) 088-667-1336 (FAX) 088-667-1337
交通の便	J R 徳島駅前より 徳島バス・市営バス バス停 園瀬橋より 徒歩約 10 分
敷地の概要	所有者 : 当法人 面積 : 830.73 m ²
建物の概要	所有者 : 当法人 構造 : 木造 2 階建 延床面積 : 285.91 m ² (共有部分 34.30 m ² 含む)
居室の概要	個室 約 6 畳 (8.75 ~ 10.05 m ²) 和・洋・和洋折衷タイプ エアコン・物入れ付き
共用施設の概要	台所・食堂・居間・浴室・脱衣室・便所 玄関・庭・デッキ
緊急対応方法	入居者の心身に緊急の事態が生じた時は、主治医または協力医療機関「文化の森内科」と連絡をとり、適切な措置を講じる。(契約書 第 10 条の通り)
防犯防災設備・避難設備などの概要	火災通報設備・避難誘導灯・消火器・夜間警報設備
損害賠償責任保険 加入先	損害保険ジャパン株式会社

3. 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	○				介護福祉士
計画作成担当者	1	○				ケアマネ
介護従事者	3 以上					介護福祉士 看護師 ヘルパー1・2級

4. 勤務体制

昼間の体制（7:00～21:00）	2～3名
夜間の体制（21:00～7:00）	1名

5. 利用者数

入所者数	1ユニット	定員 9名
------	-------	-------

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ① ご家族の面会・宿泊、ご家族との外出・外泊は自由です。
- ② ご家族以外の方の宿泊、ご家族以外の方との外出・外泊は、入居者または入居者代理人の承諾を必要とします。
- ③ 喫煙・飲酒・手元現金の管理については、入居者および入居者代理人と協議の上個別に取り決めます。
- ④ 要介護認定更新において自立もしくは要支援1と認定された場合、利用料その他支払うべき費用が3ヶ月以上滞納された場合、入居者の行動・疾患が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、通常の介護方法ではこれを防止することができない場合、退居を求めることがあります。
- ⑤ 身元引受人は、一切の債務につき入居者と連帶して履行する責任を負い、入居者が死亡した場合は、遺体および遺留品の処理その他の必要な措置をなさなければなりません。
- ⑥ 他の入居者や職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮下さい。
- ⑦ 当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合。
 - ・入居の継続を希望する場合は、入院中であっても居住費および共益費を請求します。
 - ・3ヶ月以上の入院が見込まれる場合は、退去を求めることがあります。
- ⑧ 短期利用共同生活介護の利用者はあらかじめ30日以内の利用期間を定め入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ります。
- ⑨ 認知症対応型共同生活介護の利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用する事がある。なお、この期間の室料及び水光熱費については認知症対応型共同生活介護の利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものと致します。

7. サービス内容および利用料

保険給付サービス	<p>食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助などの日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助など</p> <p>上記については包括的に提供され、別紙利用料表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。</p> <p>ただし入居後30日に限り、別紙金額に1日あたり30円割り増しになります。</p>
保険対象外サービス	<p>各個人の利用に応じて自己負担となります。</p> <p>料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。</p>

8. 協力医療機関

医療機関名	文化の森内科医院	大北歯科医院
診療科目	内 科	歯 科
協力医師	筒井芳彦 (常勤)	大北和夫 (常勤)

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	<p>管理者 美馬 ひろみ TEL 088-667-1338</p>
外部苦情申し立て機関	<p>徳島市役所 高齢介護課 TEL 088-621-5586 徳島県国民健康保険団体連合会 TEL 088-665-7205 FAX 088-666-0228</p>

10. 個人情報（秘密）保持について

事業所及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者様及び契約者様等の個人情報（秘密）について、漏らすことなく保持いたします。職員が退職した場合でも、これらの個人情報（秘密）を保持することを退職時に機密情報保持に関する誓約書を交わしております。

1 1. 事故防止について

事業所は、あらゆる事故のケースを想定した万全の体制を整えるものとします。万一、事故が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって必要な措置を行うと共に、入居者代理人（身元引受人）、市町村、主治医等の必要なところに連絡を行います。また、事故原因を解明し再発防止に努めるものとします。

1 2・緊急時の対応方法について

入居者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合、入居者の主治医に連絡すると共に、あらかじめ指定する連絡先にも連絡し、必要な措置を講じます。

認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護利用にあたり、利用者に
対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 徳島県板野郡板野町川端字川敷田 11 番 1
生活協同組合 コープ自然派しこく
代表理事 前田 陽一 印

(ホーム名) グループホーム そのせ
徳島県徳島市八万町下長谷 259-1
福祉ステーション そのせ

(説明者) 管理者 美馬 ひろみ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

甲 (入居者) 住所

氏名 印

乙 (入居者代理人) 住所

氏名 印

丙 (身元引受人) 住所

氏名 印